

# 京都市地域防災計画原子力災害対策編の概要

## ① 第1章 総則

### ①-1 計画の目的

原子力災害の事前対策，発生時の緊急事態応急対策，中長期対策について，京都市，京都府，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置等の総合的かつ計画的な原子力防災業務に係る必要な事項を定めることにより，原子力災害から市民の生命，身体及び財産を保護することを目的とする。

### ①-2 計画の性格

- 京都市の地域に係る原子力災害対策の基本となるもの。
- 本計画に定めのない事項については「京都市地域防災計画（一般災害対策編，震災対策編，事故対策編）」に準拠。
- 毎年検討を加え，修正の必要があると認める場合には計画を改定（指針が見直された段階で順次計画に反映）。

### ①-3 計画の周知徹底

- 各防災関係機関への周知徹底を図る。
- 特に必要と認められるものについて，市民への周知を図る。

### ①-4 計画の作成または修正に際し準拠すべき指針

- 原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に準拠。

#### 今後，原子力規制委員会で検討が行われる事項

原子力災害対策指針が見直された段階で，順次本計画に反映。

#### 原子力災害事前対策の在り方

- 運用上の介入レベル（OIL）の初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- プルームの影響を考慮した，プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の導入等

#### 緊急時モニタリング等の在り方

- 中期及び復旧期モニタリングの在り方，防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方

#### 緊急被ばく医療の在り方

- プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備，屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

#### 地域住民との情報共有等の在り方

- 適切な防災対策の計画及び実施を実現するため，住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

## ①-5 計画の基礎とするべき災害の想定

○原子力災害対策指針により、過酷事故を想定。

### ○ 放射性物質の放出形態

原子炉施設等で設けられている多重の物理的防護壁が機能しない場合を想定。

- ・ 放射性物質の施設外の周辺環境への放出。大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性物質である放射性ヨウ素のほか、放射性セシウムなど常温で固体の放射性物質を含む大気中に浮遊する微粒子等がある。
- ・ 放出された放射性物質は、ブルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合の地表への沈着、土壌や瓦礫等への付着した放射性物質の飛散や流出に特別な留意が必要である。

### ○ 被ばくの経路

外部被ばく : 体外から放射線を受ける被ばく

内部被ばく : 吸入、経口摂取等により放射性物質を体内に取り込み、その放射性物質が生体内に分布し、体内の組織や臓器が放射線を受ける被ばく

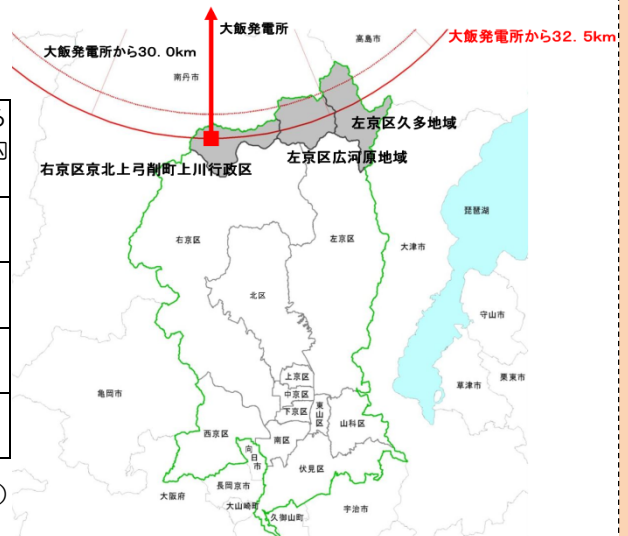
## ①-6 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

- 原子力災害対策指針に示されている目安、国の拡散シミュレーションを考慮し、住民の安全を最大限考慮。
- 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として、関西電力(株)大飯発電所から半径32.5km圏域を含む地域を指定。

### 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

区	地域	世帯数 (世帯)	人口 (人)	大飯原発から 32.5km 圏内 の居住者
左京区	久多	62	100	8世帯 13人
	広河原	41	110	11世帯 18人
右京区	京北上弓削町 上川行政区	56	120	居住者なし
計		159	330	19世帯 31人

(人口等は住民基本台帳による。平成26年1月1日現在)



## ①-7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の実施

- 原子力施設において全面緊急事態に至った場合には、予防的な防護措置としてUPZにおける屋内退避を原則実施
- 放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリング結果をOILに照らし、必要な防護措置を実施

## ①-8 防災関係機関の事務又は業務の大綱

- 原子力防災に関し、京都市、京都府、国等の各防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

## ② 第2章 原子力災害事前対策

### ②-1 原子力事業者の防災業務計画に関する意見提出及び防災委員の現況等の届出の受領

- 大飯発電所防災業務計画への意見の提出
- 大飯発電所における原子力防災組織の原子力防災委員の現況等に関する届出の写しの受領

### ②-2 立入検査と報告の徴収

- 京都府が行う関西電力(株)からの報告の徴収及び立入検査の実施結果の概要を受領

### ②-3 原子力防災専門官との連携

- 緊急時の対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接に連携

### ②-4 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備

- 平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなどの連携強化を推進
- 国、京都府と連携し、公共用地、国有財産の有効活用により、避難、備蓄等の応急体制を整備

### ②-5 情報の収集・連絡体制等の整備

- 防災関係機関等との連携体制、機動的な情報収集体制、移動通信系の活用体制等の整備
- 情報を分析整理するための人材の育成・確保、専門家の活用体制、原子力防災関連情報の収集・蓄積、資料の整備等
- 防災行政無線の整備、情報の伝送路の多ルート化、衛星携帯電話等の活用、通信手段・経路の多様化

### ②-6 緊急事態応急体制の整備

- 警戒態勢をとるために必要な体制の整備
- 災害対策本部体制等の整備
- 対策拠点施設に設置される原子力災害合同対策協議会等への派遣体制の整備
- 長期化に備えた動員及び応援体制の整備
- 防災関係機関相互の連携体制の強化
- 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備
- 自衛隊との連携体制の整備
- 広域的な応援協力体制の拡充・強化
- モニタリング体制等の整備
- 専門家の派遣要請手続きの整備
- 放射性物質による環境汚染への対処のための体制の整備
- 複合災害に備えた体制の整備
- 人材及び防災資機材の確保等に係る防災関係機関等との連携

環境放射線モニタリング計画  
水道対策計画

### 環境放射線モニタリング計画の実施内容

区分	平常時モニタリング		緊急時モニタリング
	測定対象・箇所	測定回数	実施内容
空間放射線	市内 8箇所	京都府モニタリングポスト(3箇所) 連続測定	・モニタリング監視体制の強化 ・機動的モニタリングの実施
		可搬式測定器(5箇所) 毎週1回	
水道水	水道原水(第2疏水取水口)	毎月1回	・状況に応じモニタリング回数を増加する等監視体制を強化 ※浄水処理の強化、摂取制限の実施、代替水の確保等については、水道対策計画に基づき実施
	給水栓水(市内3定点)	毎月1回	
	地域水道・京北地域水道(5箇所)	3箇月に1回	
農産物	市内産農産物	毎月1品目	・府が実施する緊急時モニタリングに協力して実施
河川水・底質土	6河川7地点	年1回	

## ②-7 避難収容活動体制の整備

### 原子力災害避難計画

- UPZ内における避難計画の作成
- 避難所等の整備
- 住民等の避難状況の確認体制の整備
- 避難所・避難方法等の周知
- 避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制の整備
- 家庭動物の飼養場所の確保

## ②-8 緊急輸送活動体制の整備

- モニタリング，医療等に関する専門家の現地移送への協力
- 緊急輸送道路の関連設備の整備

## ②-9 救助・救急及び防護資機材等の整備

- 救助・救急活動用資機材の整備
- 緊急被ばく医療活動体制等の整備
- 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
- 物資の調達，供給活動体制の整備
- 救助・救急機能の強化
- 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

## ②-10 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 防災行政無線，衛星携帯電話等の施設，装備の整備
- 住民相談窓口などの広報体制の整備
- 多様なメディアの活用体制の整備
- 要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備

## ②-11 行政機関の業務継続計画の策定

- 庁舎の退避先の設定，業務継続計画の策定による業務継続体制の確保

## ②-12 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び情報発信

- 市民等への原子力防災の知識の普及と啓発
- 防災教育の実施
- 要配慮者，男女双方の視点等への配慮
- 大規模災害に関する資料の収集・公開及び情報発信

## ②-13 防災業務関係者の人材育成

- 防災業務関係者に対する研修の実施

## ②-14 防災訓練等の実施

- 原子力防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画の企画立案及び実施
- 実践的な防災訓練の工夫及び事後評価

## ②-15 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

- 消火，人命救助，救急等必要な措置の実施
- 事故現場周辺の住民避難等，市民の安全を確保するために必要な措置の実施

## ②-16 災害復旧への備え

- 国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集及び整備

### ③ 第3章 緊急事態応急対策

#### ③-1 情報の収集・緊急連絡体制及び通信の確保

- 施設敷地緊急事態等の発生情報等の確認，防災関係機関への連絡
- 施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡
- 一般回線が使用できない場合における防災行政無線，衛星通信回線等の活用
- 放射性物質による影響の早期把握のための緊急時モニタリングの実施

#### ③-2 活動体制の確立

- 災害の状況に応じた事故対策のための警戒態勢の確立
- 原子力災害合同対策協議会への派遣，災害関係情報の把握
- 専門家の派遣要請の実施
- 応援協定に基づく他市町村等への応援要請，京都府に対する緊急消防援助隊の出動要請及び指定地方行政機関等の職員の派遣・助言等の要請等の実施
- 自衛隊の派遣要請の実施
- 防災業務関係者の安全の確保
- 原子力災害被災者生活支援チームと連携し，健康管理調査，モニタリング等の総合的な推進

#### 京都市の警戒態勢

災害の状況		警戒態勢	
		設置する本部	本部長
情報収集事態	・原子力施設等立地市町村（おおい町）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度が6弱以上であった場合を除く。）	原子力災害 情報連絡本部	防災危機管 理室長
警戒事態	・原子力施設等立地道府県（福井県）において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発令された場合 ・原子力災害対策指針及び大飯発電所原子力防災業務計画で定める原子力施設で重要な故障等が発生した場合 （原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている警戒事態のEALの事象が発生した場合をいう。）	原子力災害 警戒本部	危機管理監
施設敷地緊急事態	・原子力災害対策指針の「施設敷地緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている施設敷地緊急事態のEALの事象が発生した場合 （原災法第10条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。）	災害対策本部	市長
全面緊急事態 （原子力緊急事態宣言の発出）	・原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている全面緊急事態のEALの事象が発生した場合 （原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事象が発生した場合をいう。）		

### ③-3 住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡

○ 住民等に対する事故発生及び屋内退避，避難の勧告又は指示等に関する情報の伝達  
**避難等の実施内容（原子力災害避難計画）**

避難等の区分	判断基準	住民等の行動	市本部の活動
屋内退避 放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいするため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EALに基づく全面緊急事態に至った場合</li> <li>・ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合</li> <li>・ 本部長が独自に判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ UPZ内の住民等は自宅、職場等の建物内に退避するとともに地域生産物の摂取を制限</li> <li>・ UPZ外の住民等は必要に応じて、屋内退避の勧告又は指示を行う可能性がある旨の注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内退避の情報伝達</li> <li>・ 避難時集合場所の開設準備</li> </ul>
避難及び一時移転 住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害の事態進展が急速であるとして、国から避難の措置を講じるよう指示された場合</li> <li>・ OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合</li> <li>・ 本部長が独自に判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最寄りの避難時集合場所へ集合し、公用車又は乗合等により市本部が指定する避難所へ避難</li> <li>・ ただし、時間的猶予又は地理的状况等により避難時集合場所に集合するよりも自ら避難区域外に移動することが合理的である場合は、避難時集合場所に集合することなく、自ら避難</li> <li>・ 地域生産物の摂取を制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難等の情報伝達</li> <li>・ 避難時集合場所の開設</li> <li>・ 避難者の受入れ</li> <li>・ 避難所等の開設</li> <li>・ スクリーニングの実施</li> </ul>

#### 【全面緊急事態について】

原子力施設における事故等発生時において、当該施設の状況に応じて区分される緊急事態区分のひとつ。ほかに警戒事態、施設敷地緊急事態がある。

原子力災害対策指針では、全面緊急事態の判断基準（EAL）として、以下の事例をはじめ13項目が挙げられており、原子力事業者は原子力発電所の状況に応じたEALを防災業務計画に定めている。

- ・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失
- ・ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能
- ・ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失
- ・ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知
- ・ 原子炉制御室等の使用不能
- ・ 敷地境界線の空間放射線量率5マイクロベクレル/時が10分以上継続 等

#### 避難等に係るOILと防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置
OIL1	住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 マイクロベクレル/時	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）。
OIL2	地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 マイクロベクレル/時	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

### ③-4 屋内退避，避難収容等の防護活動

- 避難所及びスクリーニング場所の開設及び実施
- 広域一時滞在への対応
- 安定ヨウ素剤の予防服用措置
- 要配慮者等への配慮
- 学校、病院、社会福祉施設等における避難措置
- 飲食物、生活必需品等の調達・供給

## ③-5 緊急輸送活動

- 避難者の輸送，要員，資機材，住民の生活に必要な物資等の緊急輸送活動
- 緊急輸送のための交通確保

## ③-6 救助・救急及び医療活動

- 救助・救急活動のための資機材の確保及び救助・救急活動の実施
- 緊急時における住民等の健康管理，スクリーニング，除染等の実施
- 京都府が行う緊急被ばく医療への協力

## ③-7 市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動

- 市民等の心理的動揺等をおさえるため，迅速かつ分かりやすく正確な情報提供と広報の実施
- 市民等のニーズ及び要配慮者に配慮した情報伝達の実施
- 専用窓口の設置等，市民等からの問い合わせへの対応

## ③-8 飲食物の出荷制限・摂取制限等

- 京都府が行う飲食物の汚染状況調査への協力，OILの値等を踏まえた飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施及び住民等への周知
- 琵琶湖等の水が放射性物質により汚染された場合又は汚染されるおそれがある場合，水道原水及び水道水の放射能測定体制及び浄水処理の強化

## 飲食物摂取制限に係るOILと防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として，飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロベクレル/時	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため，飲食物の摂取を制限する際の基準	下表のとおり	1週間内を目途に飲食物の放射性核種濃度の測定と分析を行い，基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

## OIL6に係る飲食物の種類及び核種別の初期設定値

放射性物質の核種	飲料水，牛乳・乳製品	野菜類，穀類，肉，卵，魚，その他
放射性ヨウ素	300 <sup>ベクレル</sup> /kg	2,000 <sup>ベクレル</sup> /kg
放射性セシウム	200 <sup>ベクレル</sup> /kg	500 <sup>ベクレル</sup> /kg
プルトニウム等	1 <sup>ベクレル</sup> /kg	10 <sup>ベクレル</sup> /kg
ウラン	20 <sup>ベクレル</sup> /kg	100 <sup>ベクレル</sup> /kg

## ③-9 治安の確保及び火災の予防

- 避難の勧告又は指示等を行った地域及びその周辺における治安の確保及び火災の予防

## ③-10 行政機関の業務継続に係る措置

- 庁舎の所在地が避難対象区域に含まれた場合における行政機関の退避
- 退避先での業務継続

## ③-11 自発的支援の受入れ等

- ボランティアの受入れ
- 義援物資，義援金の受入れ及び配付，配分

## ④ 第4章 原子力災害中長期対策

### ④-1 放射性物質による環境汚染への対処

- 国、京都府、関西電力(株)等とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施

### ④-2 心身の健康相談体制の整備

- 市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備

### ④-3 風評被害等の影響の軽減

- 市内産農産物のモニタリングの実施及び測定結果を全国へ情報発信
- 多様なメディアを活用し、観光客や修学旅行生が安心して京都のまちを訪れられることを世界、全国へ情報発信
- 市内産農産物、地場産品等、京都産品の販売促進イベント、観光客誘致プロモーションの展開
- 避難者に対して偏見等による人権侵害が起こらないよう、放射能に関する正しい知識の普及や人権意識を啓発する取組みを実施

### ④-4 被災者等の生活再建等の支援

- 住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援を実施
- 被災者の自立に対する援助、助成措置に関する総合的な相談窓口等を設置
- 災害復興基金の設立等を検討

### ④-5 被災中小企業等に対する支援

- 被災中小企業に対する被災した設備の復旧資金や運転資金等を対象とした低利の融資制度を創設
- 被災農林業者に対する国、京都府等が実施する施設の災害復旧及び運転資金等を対象とした低利融資制度の情報を提供
- 被災中小企業等及び被災農林業者に対する援助、助成措置についての広報及び相談窓口を設置

### ④-6 緊急事態解除宣言後の対応

- 原子力緊急事態解除宣言の発出後も、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施

### ④-7 各種制限措置の解除

- 京都府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の指導・助言及び指示等に基づき、緊急事態応急対策として実施された立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を実施

### ④-8 原子力災害事後対策実施区域の設定

- 国及び京都府と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定

### ④-9 被災地域住民に係る記録等の作成

- 避難及び屋内退避を行った住民等が災害時に所在した証明や避難所等においてとった措置等の記録を作成
- 被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録